

塩釜地区防災安全協会表彰規約

(趣 旨)

第1条 塩釜地区防災安全協会会則第4条第7号の表彰については、この規約の定めるところによる。

(表彰の対象事績)

第2条 表彰を受けるものの範囲は、次に掲げる事項について功労があると認められる個人または団体とする。

- (1) 防火管理者または危険物取扱者として他の会員の模範と認められるもの。
- (2) 本会の運営、事業推進に寄与したもの。
- (3) 水火災に対し、特に功労があると認められるもの。
- (4) 創意工夫により防災上、有益な改良考案をしたもの。
- (5) その他特に表彰に値すると認められるもの。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者は、会員から推薦されたものの中から、役員会において選考し、決定する。

2 被表彰者を推薦する場合は、別記様式による表彰推薦書を提出しなければならない。

(表彰日)

第4条 表彰は定例総会において、表彰状並びに記念品を授与して行う。ただし、臨時に表彰することができる。

(追 彰)

第5条 表彰を受ける者が、表彰前に死亡し、または退職したときは、死亡または退職の日にさかのぼって表彰する。